

重要事項説明書

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 池修会
(2) 法人所在地 熊本県玉名郡長洲町大字清源寺 1060 番地
(3) 電話番号 0968-69-2018
(4) 代表者氏名 理事長 大西 祐子
(5) 設立年月 平成 8 年 3 月 12 日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設・平成 12 年 3 月 31 日指定
熊本県第 4372400467 号

(2) 施設の目的

当施設は、介護保険法令に従い、ご契約者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に日常生活を営むために必要な居室及び共同施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 月華苑
(4) 施設の所在地 熊本県玉名郡長洲町大字清源寺 1060 番地
(5) 電話番号 0968-69-2018
(6) 施設長(管理者)氏名 大西 祐子
(7) 当施設の運営方針

福祉サービスを必要とする者が心身ともに健やかに育成され、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じ、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるよう援助することを目指す。

- (8) 開設年月 平成 8 年 11 月 1 日
(9) 入所定員 50 人

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は入居時の空き状況に応じて決定致します。

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1 人部屋)	10 室	
2 人部屋	10 室	
4 人部屋	5 室	
合計	25 室	
食堂兼リビング	4 室	
機能訓練室	1 室	[主な設置機器]平行棒・昇降段
浴室	1 室	機械浴・特殊浴槽(半介助浴)
医務室	1 室	

※ 上記は、厚生省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません(但し、居室に係る費用を除く)。

☆ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆ 感染症発生・流行時においては蔓延防止の為、応急措置として一時居室を移動して頂く場合が

あります。その際の居室費差額は発生しません。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長(管理者)	1名	1名
2. 介護職員	22名	18名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 看護職員	3名	2名
5. 機能訓練指導員	1名	1名
6. 介護支援専門員	1名	1名
7. 医師(非常勤)	1名	1名
8. 管理栄養士	1名	1名

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数(例：週40時間)で除した数です。

(例) 週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
1名(8時間×5名÷40時間=1名)となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	毎週水曜日 14:00～17:00
2. 介護職員	早朝 : 7:30～16:30 4名
	日中 : 9:30～18:30 6名
	夜間 : 16:30～9:30 3名
3. 看護職員	早朝 : 7:30～16:30 1名
	日中 : 9:00～18:00 1名
4. 機能訓練指導員	日中 : 9:00～18:00 1名

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

(1) サービスの概要(契約書第4条参照)

- ① 食事(但し、介護保険の給付対象となるのは栄養管理に係る部分のみです。)
当施設では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体
の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。食事場所としてはリビングをご用意
しておりますが、ご契約者の希望がある際は、居室での食事も可能です。
ご契約者の体調及び希望による食事時間変更はご相談に応じます。

(基本食事時間)	(食費)
朝食：8:00～9:00	421円
昼食：12:00～13:00	552円(おやつ費を含む)
夕食：17:00～18:00	472円

- ② 入浴
入浴又は清拭を週2回行います。
座っての入浴が困難な方でもリフト式浴槽を使用して入浴することができます。
- ③ 排泄
排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ④ 機能訓練
機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要
な機能の減退を防止するための訓練を実施します。
- ⑤ 健康管理
医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自立への支援

心身機能低下防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

生活のリズムを考え、清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

(2) 1日あたりの利用料について(契約書第5条参照)

サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度及び入居される部屋の種類に応じて異なります。また、居住費及び食費については、ご契約者が市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている場合は、当該認定証に記載された居住費及び食費の金額がお支払いの限度額となります。

【多床室をご利用の場合】

	要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
介護保険対象	基本部分	589円	659円	732円	802円	871円
	日常生活継続支援加算(Ⅰ)	36円				
	看護体制加算(Ⅰ)	6円				
	看護体制加算(Ⅱ)	13円				
	栄養マネジメント強化加算	11円				
	個別機能訓練加算	12円				
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	22円				
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の14%				
対象外	居住費	915円				
	食費	1,445円				
合計【日額】	3,145円	3,225円	3,308円	3,388円	3,467円	

※ 介護保険対象は1割での算出となっております。介護負担割合が2割に該当されている方は、介護保険対象の費用が2倍となり、3割に該当されている方は3倍となります。(別紙参照)

【従来型個室をご利用の場合】

	要介護度	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
介護保険対象	基本部分	589円	659円	732円	802円	871円
	日常生活継続支援加算(Ⅰ)	36円				
	看護体制加算(Ⅰ)	6円				
	看護体制加算(Ⅱ)	13円				
	栄養マネジメント強化加算	11円				
	個別機能訓練加算	12円				
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)	22円				

	介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数の 14%				
対象外	居住費	1,231 円				
	食費	1,445 円				
合計【日額】		3,461 円	3,541 円	3,624 円	3,704 円	3,783 円

- ※ 介護保険対象分は 1 割での算出となっております。介護保険割合が 2 割に該当されている方は、介護保険対象分の費用が 2 倍となり、3 割に該当されている方は 3 倍となります。(別紙参照)
- ※ オムツ代、当苑にて行う洗濯代も上記費用に含まれています。

市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている場合は、当該認定証に記載された金額が滞在費及び食費の金額(負担限度額)となります。第 4 段階以外の方の各負担段階における 1 日あたりの居住費及び食費の負担限度額は下の表のとおりです。

	負担限度額あり				非該当
	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
滞在費(多床室)	0 円	430 円	430 円	430 円	915 円
居住費(個室)	380 円	480 円	880 円	880 円	1,231 円
食費	300 円	390 円	650 円	1,360 円	1,445 円
対象者	世帯員全員が住民税非課税の老齢福祉年金受給者 生活保護を受給されている方 かつ本人の預貯金等が 1,000 万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて 2,000 万円以下)の方	世帯員全員及び配偶者が住民税非課税で、課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方 かつ本人の預貯金等が 650 万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて 1,650 万円以下)の方	世帯員全員及び配偶者が住民税非課税で、課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円超 120 万円以下の方 かつ本人の預貯金額 550 万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて 1,550 万円以下)の方	世帯員全員及び配偶者が住民税非課税で、課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円を超える方 かつ本人の預貯金等が 500 万円以下(配偶者がいる場合は夫婦合わせて 1,500 万円以下)の方	本人が市町村住民税課税となっている方、または配偶者が市町村民税課税となっている方 または本人が属する世帯の中に住民税課税者がいる方 本人の預貯金等が一定額を超える方

《各種加算項目についての説明》

日常生活継続支援加算（Ⅰ）、看護体制加算（Ⅰ）、看護体制加算（Ⅱ）、栄養マネジメント強化加算、個別機能訓練加算、夜勤職員配置加算（Ⅰ）、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）以外の加算項目は、加算すべき事由がある場合に発生する加算項目です。

項目	内容
日常生活継続支援加算（Ⅰ）	複数の算定要件を満たし、重度介護に対応した職員体制作り及び重度介護者の受け入れ対応が出来る施設として1日につき36円が加算されます。
看護体制加算（Ⅰ）	併設短期入所介護と別に本体施設として1人以上の常勤看護師を配置した場合に1日につき6円が加算されます。
看護体制加算（Ⅱ）	看護職員を常勤換算方法で、入所者数が25またはその端数を増すごとに1名以上、入所者が30超50以下で3名以上配置し、24時間常時オンコール体制を整えている場合に1日につき13円が加算されます。
栄養マネジメント強化加算	ご契約者の栄養状態を把握し、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者ごとの摂食機能を考慮した栄養ケア計画を作成し、栄養管理を行っている場合に、1日につき11円が加算されます。
個別機能訓練加算	常勤かつ専従の機能訓練指導員（理学療法士、看護職員等）を1名以上配置し、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、ご契約者ごとの個別機能訓練計画に基づき実施した場合に、1日につき12円が加算されます。
夜勤職員配置加算（Ⅰ）	厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する夜勤を行う介護職員又は看護職員の数に1を加えた数以上の介護職員又は看護職員を配置していることを評価するものです。1日につき22円が加算されます。
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護サービスに従事する介護職員の賃金等処遇改善に充てることを目的に、平成24年4月分より創設され、令和6年度介護報酬改定に伴い、それまでであった他の処遇改善加算と統合されました。サービス別の基本サービス費に各種加算減算を加えた1月あたりの総単位数にサービス別加算率（介護老人福祉施設の場合は14%、短期入所生活介護の場合も同様）を乗じた単位数で算定されます。
初期加算	入所した日から30日間は初期加算として1日につき30円が加算されます。
外泊時費用	入院又は外泊した場合に、1ヶ月に6日を限度に、入院された次の日から1日につき246円を介護費用の代わりとして頂きます。
療養食加算	主治の医師により、疾患治療の直接手段として発行された食事箋に基づき療養食が提供された場合に1食につき6円が加算されます。
経口移行加算	経管により食事を摂取しているご契約者に対し、医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して経口移行計画を作成し、管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合、計画作成日から180日を限度に、1日につき28円が加算されます。
経口維持加算（Ⅰ）、（Ⅱ）	（Ⅰ） 摂食機能障害を有し、誤嚥が認められるご契約者に対し、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、食事の観察及び会議等を行い、経口維持計画を作成し、医師又は歯科医師の指示に基づき管理栄養士が栄養管理を行った場合、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき400円が加算されます。 （Ⅱ） 経口維持換算（Ⅰ）において行う食事の観察及び会議等に医師（人員基準に規定する医師を除く。）、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれか1名以上が加わった場合、経口維持加算（Ⅰ）に加えて、1月につき100円が加算されます。
看取り介護加算（Ⅰ）	ご契約者が回復困難となったときに、当施設を最後の場所として望まれる場合、御家族への説明及び同意を得た後、看取り介護に関する計画を作成する等、一定の条件を満たした場合に、死亡日45日前～31日前は1日につき72円、死亡日30日前～4日前は1日につき144円が加算されます。また、死亡日前日・前々日は680円、死亡日は1,280円の加算となります。

(3) その他のサービス

- ① 出張理容サービス… 毎月第一月曜日に理髪師の出張による調髪サービスを御利用頂けます。料金：1回につき1,000円
業者の事情等により日時、金額に変更が生じた場合は、あらためてお知らせいたします。
- ② 保険証類の管理
- ③ 規定に基づいて行う、ご契約者の貴重品（預かり金）管理
- ④ 移送サービス… 通院・入院・外出・外泊の移送サービスを行います。費用は無料ですが、移送に伴い、高速道路使用や駐車料金が発生した場合は実費を頂きます。
- ⑤ 特別な食事… ご契約者の希望により、特別な食事・食品の提供を行います。料金は費用の実費を頂きます。
- ⑥ 写真の提供… 撮影したお写真のデータは苑内にて保管しております。ご希望の方にはデータをコピーさせていただきます。データが記録できるものをお持ちください。
- ⑦ インフルエンザ予防接種… 実費を頂きます
- ⑧ レクリエーション・苑内外活動… ご契約者の楽しみとなるべく、レクリエーションや苑内外活動・イベントを行ってまいります。個人の希望による個別対応、外出先での買い物においてはご契約者の実費負担となります。
- ⑨ その他の日常生活費… 個人の嗜好において物品を指定し、占有する場合はご契約者の実費負担となります。

(4) 利用料のお支払い方法(契約書第5条参照)

利用料は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

- | |
|---|
| ア. 窓口での現金支払い |
| イ. 下記指定口座への振り込み
熊本銀行 玉名支店 普通預金 2141138 |
| ウ. 金融機関口座からの自動引き落とし |

(5) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記の協力医療機関等において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記の医療機関等での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記の医療機関等での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	くまもと県北病院
所在地	熊本県玉名市玉名 550
診療科	内科 外科 循環器科 呼吸器科 リハビリテーション科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	たかさき歯科医院
所在地	熊本県玉名郡長洲町大字長洲 442-4

6. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります。(契約書第13条参照)

- | |
|--|
| ① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合(但し、ご契約者が平成12年3月31日以前からホームに入所している場合、本号は、平成17年3月31日までは適用されません。) |
| ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合 |
| ③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になっ |

た場合

- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合(詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合(詳細は以下をご参照下さい。)

- (1) ご契約者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)(契約書第14条、第15条参照)
契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。
その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。
ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② ご契約者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

- (2) 事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)(契約書第16条参照)
以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

※ 契約者が病院等に入院された場合の対応について(契約書第18条参照)

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、短期入院の場合

1ヵ月につき6日以内(連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊)の短期入院の場合は、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院期間中であっても、所定の利用料金をご負担いただきます。(1日あたり246円)

② 上記期間を超える入院の場合

上記短期入院の期間を超える入院については、3ヶ月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。但し、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受入準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。なお、短期入院の期間内は、上記利用料金をご負担いただきます。

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

<入院期間中の利用料金>

上記、入院期間中の利用料金については、介護保険から給付される費用の一部をご負担いただくものです。

なお、ご契約者が利用していたベッドを短期入所生活介護に活用することに同意いただく場合には、所定の利用料金をご負担いただく必要はありません。

(3) 円滑な退所のための援助(契約書第 17 条参照)

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- 居宅サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 残置物引取人(身元引受人)

入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※ 入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 事故発生時の対応について

ご契約者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに、市町村、ご契約者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。また、ご契約者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとします。

9. 苦情の受付について(契約書第 22 条参照)

(1) 苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員

- ① 苦情解決責任者 施設長 大西祐子
- ② 苦情受付担当者 生活相談員 松下真也【連絡先 0968-69-2018】
- ③ 第三者委員 当法人監事 島田謙三【連絡先 0968-74-0160】
" 平島敬介【連絡先 0968-73-8314】

(2) 苦情解決の方法

① 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に苦情を申し出ることも出来ます。

② 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員(苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の助言や立会いによる話し合いは、次により行います。

- ア. 第三者委員による苦情内容の確認
- イ. 第三者委員による解決案の調整、助言
- ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

(3) その他の苦情受付窓口について

事業者との話し合いで解決できない苦情または直接事業者話しにくい苦情は下記の窓口

でも受け付けています。

長洲町役場	所在地 熊本県玉名郡長洲町長洲 2766 電話番号 0968-78-3111(代) 受付時間 9時～17時
熊本県福祉サービス適正化委員会 (熊本県社会福祉協議会内)	所在地 熊本県熊本市南千反畑町 3-7 電話番号 096-324-5471 受付時間 9時～17時
国民健康保険団体連合会	所在地 熊本県熊本市健軍 2丁目 4番 10号 電話番号 096-365-0811(代) 受付時間 9時～17時